

令和二年十月二十六日

聖籠町農業委員会第二十四期

第二十回総会議事録

## 聖籠町農業委員会第24期第20回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第20回総会は、令和2年10月26日、聖籠町役場において招集された。

### 1 出席委員

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1 番 駒澤 一男 (会長)   | 2 番 新保 昇英 (会長職務代理) |
| 3 番 曾根 善治 (農地部長) | 4 番 宮下 吉勝 (農政部長)   |
| 5 番 新保 要一        | 6 番 栗原 一成          |
| 7 番 新保 勇         | 8 番 八幡 裕           |
| 9 番 神田 勝         | 10 番 加藤 百合子        |

### 2 欠席委員 なし

### 3 出席職員

局長 田村 治      次長 長谷川 一也      主任 二宮 広輝

### 4 総会の議事等日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について

日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権)申出審査について

日程第8 報告事項 農業委員会事務専決報告等について

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願（非農地証明）

報告第3号 農用地利用集積計画変更届出について

「会長」 ただいまより、聖籠町農業委員会第24期第20回総会を開会いたします。  
（開会 午後2時00分）

皆さん、大変お忙しい中ご苦労様です。私の記憶では、10月5日だと思いますが、まさか聖籠町にクマ騒動ということで、びっくりしました。幸い人的な被害がない話ですが、まだ見つからないとの事で、まだ心配なところがあります。そんな中で、話を聞いたのですが、クマが人里まで下りくる理由としては、山のえさ不足らしいのですが、山のえさ不足の原因が、去年の少雪なのか、隔年結果の影響なのかわかりませんが、異常気象の前触れとなれば、我々農家にとって、生産に直結してくる話なので、非常に心配するところであります。それと今月14日、新潟県農業委員会会長研修がありました。その時、講師として、全国農業会議所の事務局長の稲垣さん、同じく農業会議所の情報事業本部長の黒谷さんが招かれてきて、いろいろ話をしてくださったのですが、稲垣局長いわく、農業委員、推進委員にこれだけは伝えてくれと言っていました。農地の最適化の業務に関することにおいて、農業委員、推進委員は、連絡を取り合い、しっかり任務を果たしてもらいたい。これから人・農地プランの実質化の話し合いが始まる中で、農業委員、推進委員は、非常に重要な役割を果たすことから頑張ってもらいたい。研修の中でこのように言われてましたので、報告させていただきます。

「会長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、2番会長職務代理、3番農地部長を指名いたします。なお、説明者には次長、書記には主任を指名いたします。

「会長」 日程第2、会期の決定について、令和2年10月26日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）

「会 長」 異議なしと認め本日 1 日限りと決定いたします。

「会 長」 日程第 3、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは 1 ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第 1 号は先ほどの事前審査において、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。議案第 1 号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第 1 号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第 4、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは 2 ページをご覧ください。

「議案朗読」

この案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、市街地近郊農地と認められるため、第2種農地と判断されます。  
以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第2号は、先ほどの事前審査において、現場をイメージしやすいように総会時に現場の写真又は、盛土をする場合の図面をつけてほしいと要望がありました。他は、異議なく、許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農地部長より補足説明がありました。この案件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会長」 それでは、議案第2号について許可してご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会長」 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、議長。それでは3ページをご覧ください。  
「議案朗読」  
いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第3号は、15番に関して、譲渡人の土地の近くで譲受人が耕作しているのかと質問があったのですが、その隣で譲受人が耕作しているとのことでした。続いて、16、17に関しては、譲渡人が耕作するのに場所が遠く、なかなかそこで作ることができないということで、近隣で耕作している方へ贈与という形で譲渡したとのことでした。ほかは、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、最初に審議願います。会長職務代理、退席願います。

(会長職務代理、退席)

「会長」 番号15について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 番号15について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員意義なしと認め、承認することに決定いたします。

(会長職務代理、入場着席)

「会長」 これで議事参与に関する案件が終了しました。ほか案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 議案第3号について承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定) 申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、それでは4ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第4号は、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。この案件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 それでは、議案第4号について承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 日程第7、議案第5号 農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権) 申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、それでは5ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第5号は、中間管理機構を利用して基盤整備を進めていく中で、100%達成しているのかと質問がありましたが、まだ中間管理機構の案件に関しては、25人ぐらいまだ同意してもらっていないので100%達成されていない状況ですとのことでした。他に水田面積と比べ畑の面積が多いとの質問があり、畑に関しては、今回全体の案件で行ったとのことでした。ほかは、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、最初に審議願います。6番委員、退席願います。

(6番委員、退席)

「会 長」 番号265及び番号266について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 番号265及び番号266について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(6番委員、入場着席)

「会 長」 農地部長、退席願います。

(農地部長、退席)

「会 長」 番号268から番号309及び番号360から番号365について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)



「会 長」 番号 268 から番号 309 及び番号 360 から番号 365 について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(農地部長、入場着席)

「会 長」 会長職務代理、退席願います。

(会長職務代理、退席)

「会 長」 番号 267 について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 番号 267 について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(会長職務代理、入場着席)

「会 長」 これで議事参与に関する案件が終了しました。ほかの案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第5号について承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第8、報告事項があります。事務局説明願います。

「次 長」 はい、議長。それでは70ページをご覧ください。  
「報告事項朗読」  
以上であります。

「会 長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、総会を閉会  
します。

(閉会 午後2時26分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会  
議長

駒澤一男



聖籠町農業委員会  
署名委員

新保昇英



署名委員

曾根善治

